主 文

- 原告の請求を棄却する。
- 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実

当事者の求めた裁判

請求の趣旨

- 「株式会社アール・エフ・ラジオ日本」の商号を使用してはならな 被告は、 1 い。
- 2 被告は、 「ラジオ日本」の略称を使用してはならない。
- 3 被告は、 「株式会社アール・エフ・ラジオ日本」の商号変更登記の抹消登記手 続をせよ。
- 4 被告は、原告に対し、五○○万円及びこれに対する昭和五七年九月二一日から 支払済みに至るまで年五分の割合による金員を支払え。
- 訴訟費用は、被告の負担とする。 5
- 3項を除き仮執行宣言
- 訴求の趣旨に対する答弁

主文同旨

第二 当事者の主張

請求の原因

1 (一) 原告は、昭和二九年四月二三日の設立時から、営業表示として、「株式会社ニッポン放送」の商号(以下「原告商号」という。)及び「ニッポン放送」の 略称(以下「原告略称」という。)を使用している。

- 「「原告略称」という。」を使用している。 (二) 原告は、会社設立時から、普通には、原告略称を使用しており、これをラジオ放送、新聞紙上広告、番組表、社内文書などに使用しているものである。 (三) 原告は、放送法による一般放送事業を目的とする株式会社であるが、専ら、ラジオ放送を業としており、ラジオ放送を専業とする会社としては日本最大の規模を有し、売上高は昭和五九年度において約二五六億円、従業員は約二八○人、放送出力は一○○キロワット、放送区域は関東地方及びその周辺の静岡、山梨、長野、新潟、福島の各場の一部、同区域内の世帯数は約一一五三万世帯である。 野、新潟、福島の各県の一部、同区域内の世帯数は約一一五三万世帯である。
- よって、原告商号及び原告略称は、いずれも原告の営業表示として日本国 内において広く認識されている。
- 被告は、昭和三三年八月一五日に設立された株式会社であって、当初の 商号は「株式会社ラジオ関東」(以下「旧商号」という。)であったが、昭和五六 年八月二五日、「株式会社アール・エフ・ラジオ日本」の商号(以下「被告商号」 又は「新商号」という。)に変更し(以下「本件商号変更」という。)、同月二七
- 日その登記をした。 (二) 被告は、質 被告は、営業表示として、当初、「ラジオ関東」の略称(以下「旧略称」)を使用していたが、本件商号変更時から、「ラジオ日本」の略称(以下

- 「被告略称」又は「新略称」という。)を使用している。 3 原告略称と被告略称とは、次のとおり類似している。 (一) (1) 原告略称のうち、「放送」の語は、原告の営業がラジオ放送である 以上、ラジオ放送を意味し、「ニッポン」の語は、原告の営業区域が日本全国にま 以上、ラジオ放送を意味し、 たがっていることを意味する。
- (2) 原告は、ラジオ放送のみを業とする会社であることを強調するために、昭
- 放送の観念を含むことはない。 (二) (1) 被告略称のうち、「ラジオ」の語は、被告の営業がラジオ放送である以上、ラジオ放送を意味し、「日本」の語は、被告の営業区域が日本全国にまた がっていることを意味する。
- (2)被告は、ラジオ放送を業とするものであって、ラジオ機器を製造販売した ことはないから、右「ラジオ」の語がラジオ機器の観念を含むことはない。

- したがって、原告略称と被告略称とは、その観念において類似する から、類似の営業表示である。
- (2)不正競争防止法における営業表示について類否を判断するに際し、その要 素となる観念とは、関係者が、現実に使用されている営業表示から具体的に抱く観 念であって、「ラジオ」「放送」の語の有する一般的な観念ではない。原告略称と 被告略称とは、このような具体的な観念において類似するものである。

4 原告商号と被告商号とは、次のとおり類似している。 (一) 原告商号の要部は、「ニッポン放送」である。

(二) (1) 被告商号の要部は、「ラジオ日本」である。 「アール・エフ・ラジオ日本」の部分は、冗長であり、「ラジオ日本」が与える印

その印象は弱いので、要部とはならない。

- 被告は、本件商号変更を行うに当たって、 「株式会社ラジオ日本」を新商 号に内定したが、その後の郵政省との折衝の際に行政指導を受け、被告商号に最終 決定した。しかるに、被告は、右の最終決定にもかかわらず、その後、被告の営業 表示として「ラジオ日本」の宣伝広告に努めた。このような商号変更の経緯及び被 告の宣伝広告によっても、被告商号のうち「アール・エフ」の部分は、重要性のな い部分であって、要部ではなく、要部は、あくまで「ラジオ日本」であるというこ とができる。
- (3)被告は、被告商号の使用を開始した昭和五六年一〇月一日、「ラジオ日本 誕生記念特別番組」と銘打って、「決定的瞬間ラジオ日本誕生」と題する番組を五 聴生記念特別番組」と動打つく、「決定的瞬間フンオ日本誕生」と超する番組を五時間にわたって放送し、更に、「決定的瞬間ラジオ日本誕生」と大書した新聞広告、車両の中吊り広告、駅貼ポスターを作成し、「ラジオ日本」の宣伝広告に努めた。その後、被告は、その放送においても、放送の主体を告げる場合、専ら、「ラジオ日本」と告知し、その度数は毎日平均二○○回に及んだ。これを受けて、新聞するの意思を対している。 も、その記事又はラジオ番組欄に「ラジオ日本」を被告の略称として使用してお り、被告の取引先をはじめとして世人も、被告を呼ぶのにこの表示を使用してい る。したがって、被告が旧商号の要部である「ラジオ関東」に代えて使用を意図し た部分は、被告商号の「ラジオ日本」の部分であり、現にそのように使用されてい るのである。このような点からみても、被告商号の要部は、「ラジオ日本」であ
- る。 (<u>三</u>) 原告商号及び被告商号の各要部は、それぞれ前述のとおり原告略称及び被 告略称と同一であるから、両商号は、両略称が類似するのと同様の理由により類似

5 原告の営業上の施設又は活動と被告のそれとは、混合のおそれがある。

被告商号及び被告略称は、原告商号及び原告略称に類似しており、 も、被告の営業は、ラジオ放送であって、原告の営業と同一であるから、被告が被告商号及び被告略称を使用して営業活動をすると、被告の営業上の施設又は活動が、原告の営業上の施設又は活動と混同するおそれがある。 (二) 被告の放送出力は、昭和五六年八月二五日までは三〇キロワットであり、

その放送区域も、神奈川県とその周辺の数県にすぎなかったが、同日の本件商号変 更と同時に出力を五○キロワットに増強し、放送区域は、関東地方と山梨、静岡、 長野各県に拡大した。かくして、原告と被告の放送区域は、現在ではほとんど重複 するに至った。

(三) 一般の聴取者は、ラジオのダイヤルを回して、好みに会った放送を選んで 聴取するのであり、各放送局の番組も独自性を持ったものは少ないから、放送の内容によってどの放送局の番組であるかを識別することは困難である。聴取者は、放 送中に流される放送局名によってはじめて放送局を識別しているのである。

混同の実例を挙げると、次のとおりである。 ラジオ放送の聴取者が被告に宛てた郵便物で、原・被告の混同により原告 に誤配されたものは、当初原告が被告に転送したものを除いても、数百通に及んでいる。郵便局員の集配ミス、番組内容の誤認及び住所の誤認は、すべて原・被告の混同により生じたものである。被告が旧商号を用いていたときには、原告と被告との間において、同様の誤配は存しなかったし、また、原告と被告以外の放送局との関係がいてする。 間においても、本件商号変更の前後を通じ、同様の誤配は存しない。これは、右誤 記の原因が、原・被告の商号及び略称が類似することに起因する混同にあることを 示すものである。誤配された葉書の中には、放送局名を「ラジオ日本放送」とする これは、原・被告の商号及び略称が極めてまぎらわしく混同が生じ ものがあるが、 ていることを示している。

被告の発信区域外からの誤配郵便物は、発信区域外の地方放送局も被告略称を放送している以上、原・被告の略称が類似し、混同が生じていることによるものである。また、被告の発信区域外の居住者も、ドライブ等で同区域内に移動して被告放送を聴取することもあり、その点において混同の主体たりうる。更に、被告の放送番組である「ジャイアンツ情報」は、生ネットで各地方局においても放送しており、クイズ等の応募先として「ラジオ日本ジャイアンツ情報係」と放送しているから、同番組に宛てた郵便物も、原・被告の混同により、原告に誤配されているのである。

- (2) 聴取者が、被告の番組を聞き又は聞こうとして、これを原告の番組と混同し、原告に電話を掛けてくるという間違い電話が数多くある。間違い電話のうち、相手を確認しうる例は、稀であり、また、確認することができても、それが総務部に報告されるとは限らないから、報告された例は、実際の間違い電話のごく一部にすぎない。
- (3) 報知新聞は、昭和五六年一一月二日付及び昭和五七年一二月一七日付各紙上のラジオ番組欄で、原・被告の番組を混同して、「ニッポン放送」名下に被告の番組を、「ラジオ日本」名下に原告の番組を掲載し、東京新聞及び東京中日スポーツ紙も、昭和六○年三月七日付紙上において同様の混同をした。

番組表をラジオ番組欄の所定の場所に割り付ける際、番組表の冒頭に放送局名が大きく付されており、この放送局名によって割り付けられるのであるから、右の混同は、割付作業をした者が原・被告を間違えたことによるものであって、右の報知新聞の当日の第六版及び第七版に生じたミスにしても、機械的ミスによるものとは考えられない。このことは、この種の番組欄の誤りが、原・被告の間にのみ生じ、他の放送局の間には生じていないことからも明らかである。

- (4) 横浜市教育委員会及び横浜私立小学校長会は、昭和五六年一〇月三〇日、合同体育大会を開催したが、開催に先立ち、同委員会から、参加各小学校に対し、雨天の際実施するか否かについては「ラジオ日本」の放送で確認するようにとの指示を与えたのに、六ツ川小学校では、原・被告を混同し、「ラジオ日本放送」の放送で確認するようにとの注意書を作成し、同校六年生の児童に配付したため、原告放送か被告放送か区別が付かず、混乱が生じた。
- 放送か被告放送か区別が付かず、混乱が生じた。 (5) 埼玉県牛乳普及協会は、昭和五六年一一月ころ、広告代理店を通じてスポット広告放送を申し込む際、原・被告を混同し、原告に申し込むつもりで被告に申し込んだ。

埼玉県牛乳普及協会事務局長の【A】は、右広告依頼当時、商号に「にっぽん」の付くラジオ放送は原告のみであると信じていたので、「ラジオ日本」と告げられても、原告のことであると信じて疑わなかったのである。

- 6 原告は、次のとおりその営業上の利益を害されるおそれがある。
- (一) (1) 原告は、昭和二九年四月に設立され、専ら、ラジオ放送を業として今日に及んでいるが、その間全国のラジオ放送局との間にネットワークを結び、ラジオ放送を専業とする会社としては、日本最大の規模を誇るに至り、聴取率は全国首位であり、営業収入も毎年首位の好成績を挙げている。このような好成績を挙げているのは、一に放送番組を厳選し、聴取者の好評を博した結果であり、また、スポンサーの選択にも、常に注意を怠らないからである。そのため、原告は、全国の聴取者をはじめとして取引先からも絶大な信用を獲得しており、その名声も全国に及んでいるのである。
- (2) これに対して、被告は、昭和三三年八月に設立され、専ら、ラジオ放送を業とするものであるが、横浜市に本社を置くローカル放送局であって、野球と競馬の実況放送で知られている。被告は、他の放送局とネットワークを組んではいても、十局程度であって、それも野球放送が主である。そのため、被告は、その聴取率をみても、電波広告料金をみても、原告とは比較にならず、売上高も原告の五分の一程度にすぎない。
- の一程度にすぎない。 (3) したがって、原告と被告とは、放送局としての格が違い、その営業上の信用名声において格段の差があるのであって、原告が被告と混同されると、原告は、永年費やして築き上げた営業上の信用名声を毀損されるおそれが大きい。特に、被告は、スポンサーの選択にも十分な注意を払わず、株式会社ユージーコーポレーション、株式会社アイペックのようないかがわしい販売方法を採っている会社をスポンサーとし、そのため、これら会社は、原告と被告とが混同されやすいことを利用して、原告のスポンサーであるかのように振る舞い、原告の信用と名声を著しく傷付けた。

- (4) ラジオ放送事業は、聴取者があってはじめて成り立つものであり、その土台の上に、ラジオ放送を広告媒体として利用しようとするスポンサーが生まれるの である。ラジオ放送局にとって最も大切なのは、聴取者から得た営業上の信用名声 である。
- $(\overline{})$ 郵便物の誤配や間違い電話、苦情や問合せの到来、混同を防止するための 対策として従業員を増員するための出費などによって、原告は、営業活動の平穏が 阻害されるとともに、不要な出費を余儀なくされている。
- (三) (1) 聴取者が、混同によって、ある放送局の放送を聞かないというようなことが起これば、その放送局の聴取率は減少し、それは、直ちにスポット広告のスポンサーの減少という結果を招来し、ひいては、一般放送のスポンサーの減少と いう結果を招来する。
- (2) 放送局のスポンサーは浮動的なものであって、一般聴取者の中にも将来ス ポンサーとなる者が潜在しているから、一般聴取者が被告を原告と混同するという ようなことが起これば、原告は、将来スポンサーを失うおそれがある。
- (3) 放送事業者は、聴取者を増やすための宣伝として、イベントと呼ばれる興業を催すが、この場合には、入場料を直接放送事業者に支払うので、正に取引者に当たる。したがって、聴取者が被告を原告と混同することにより、原告は、営業上の利益なままれることになる。 の利益を害されることになる。
- 原告は、その作成番組をネットワークを組んでいる地方の放送事業者に売 り渡すことがあり、その代金は、直接地方の放送事業者から受け取るのである。この場合には、地方の放送業者が取引者となるが、聴取者が原、被告を混同すること により、原告は、番組販売先を喪失するおそれがある。7 原告は、被告の混同行為により、次の損害を被った。

原告は、被告の混同行為の差止めを求めるためには、訴訟を提起するよりほかに 途はないが、この種の訴訟は、その主張立証が難しく、弁護士に訴訟を委任せざる をえないので、原告訴訟代理人に本件訴訟を委任し、本件訴訟の着手金として、 告訴訟代理人に五〇〇万円を支払った。この金額は、日弁連報酬等基準規定の範囲内のものであって、相当な額であり、したがって、この出費は、原告の損害という べきである。

- よって、 原告は、被告に対し、不正競争防止法一条一項二号の規定に基づき、 被告商号及び被告略称の使用の差止め並びに被告商号の商号変更登記の抹消登記手続を、同法一条の二第一項の規定に基づき、損害賠償金五〇〇万円及びこれに対す る訴状送達の日の翌日である昭和五七年九月二一日から支払済みに至るまで民法所 定の年五分の割合による遅延損害金の支払いを求める。
- 二 請求の原因に対する認否
- 請求の原因 1 (一) の事実は認める。 同 1 (二) のうち、原告が原告略称を使用することがある事実は認め、そ $(\overline{\underline{}})$ の余の事実は知らない。
- 同1 (三) のうち、原告の放送区域内の世帯数は知らないが、その余の事 (\equiv) 実は認める。
 - 同1(四)の事実は否認する。
- ネットワーク先の各地方において、放送主体として営業しているのは、当 (五) 該地方を放送区域とする各地方放送局である。ネットされた番組においては、ネッ トワーク先の各地方放送局が、放送主体として自局の呼出符号、呼出名称を必ず放送するのであり、ネットワークを行う原告の名称が、放送主体として放送されるこ とはない。原告のネットワーク先では、各地方の新聞のラジオ番組欄に、原告の名 称は、記載されていない。したがって、ネットワーク先の各地方において、原告商 号及び原告略称は、周知ではない。
- 2 同2の事実は認める。
- 3 (-) (1)同3(一)(1)のうち、原告の営業がラジオ放送である事実は 認め、その余の事実は否認する。「放送」の語は、ラジオ放送のみならず、テレビ放送等をも含む広い概念を有するものであり、また、「日本」の語も、放送区域を表すものに限られないのであって、これらの語から、原告主張の観念が直ちに生ず るものではない。
- (二) 同3(一)(2)の事実のうち、「放送」の語がテレビ放送の観念を含む ことはないとの事実は否認し、その余の事実は知らない。
- (二) (1) 同3(二) (1) の事実は否認する。「ラジオ」の語は、ラジオ放 送のみならず、ラジオ機器の意味も有する。

同3(二)(2)のうち、被告がラジオ放送を業とするものであって、ラ ジオ機器を製造販売したことはないとの事実は認め、その余の事実は否認する。

(1) 同3(三)の事実は否認する。

- 営業表示における観念とは、これに接する者誰もが、一見して直ちに、 定の意義として自然発生的に抱く観念をいう。原告略称は、日本国たることを示す 「ニッポン」の語と、ラジオ放送及びテレビ放送等の放送を示す「放送」の語とが 結合してなる造語であり、他方、被告略称は、ラジオ放送あるいはラジオ機器を意味する「ラジオ」の語と、日本国たることを示す「日本」の語とが結合してなる造 語である。このように、両者は、いずれも造語であって、一見して直ちに、一定 意義としての特定の観念を生じない。両者に接する者は、「ニッポン放送」、「 ジオ日本」という一つのまとまった一連の表示としてこれらを理解するだけであ り、特別の観念を抱かないから、両者においては観念の類似を論ずる余地はなく、 両者は、観念において類似しない。
- (3) 両略称は、ともにごく普通の一般に用いられる用語から構成され、これら用語の広い観念を共通にするものであるが、このような場合に観念類似を認めると、必要以上に被告の自由を拘束することになって妥当ではなく、観念上非類似と されるべきである。
- (4) 営業区域が日本全国にまたがっているとの観念は、原、被告によって提供 されるサービス自体を示す観念であるから、これを原告が独占することは許されな い。
- (5)両略称は、外観、称呼においても全く相違する。

- 4 (一) 同4 (一) の事実は認める。 (二) (1) 同4 (二) (1) の事実は否認する。被告商号の要部は、「アー
- ル・エフ・ラジオ日本」であって、「ラジオ日本」ではない。 (2) 同4(二)(2)のうち、被告が、本件商号変更を行うに当たって、「株式会社ラジオ日本」を新商号に内定したが、その後の郵政省との折衝の際に行政指 導を受け、被告商号に最終決定した事実は認め、その余の事実は否認する。商号の 要部は、現実の使用態様により決まるものであり、被告の主観的意図とは関係がな い。
- (3) 同4(二)(3)のうち、被告が、被告商号の使用を開始した昭和五六年一〇月一日、「ラジオ日本誕生記念特別番組」と銘打って、「決定的瞬間ラジオ日本誕生」と題する番組を五時間にわたって放送し、更に、「決定的瞬間ラジオ日本 誕生」と大書した新聞広告、車両の中吊り広告、駅貼ポスターを作成し、「ラジオ 日本」の宣伝広告に努め、その後、被告は、その放送においても、放送の主体を告 げる場合、専ら、「ラジオ日本」と告知し、その度数は毎日平均二〇〇回に及び、 これを受けて、新聞も、その記事又はラジオ番組欄に「ラジオ日本」を被告の略称 として使用しており、被告の取引先をはじめとして世人も、被告を呼ぶのにこの表 示を使用している事実は認め、その余の事実は否認する。

(三) 同4(三)の事実は否認する。

5 (一) 同5 (一) のうち、被告の営業が、ラジオ放送であって、原告の営業と 同一である事実は認め、その余の事実は否認する。

同5(二)の事実は認める。

- (三) (1) 同5(三)の事実は否認する。 (2) ラジオ放送においては、放送局ごとに放送周波数が特定されており、聴取者は、特定の周波数の放送局を選局して、ラジオ放送を聴取している。しかも、これが、大きの最初に対している。しから、これが、大きのでは気があった。 れら放送局は、独自の番組編成を行っており、その番組内容は毎朝夕の新聞等に掲 載され、聴取者は、これら記事も参照のうえ放送局を選択するのである。したがっ て、聴取者が、原、被告の間において営業主体を混同するようなことは、およそあ りえないことである。
- 聴取者は、単に放送のサービスを受けるものであり、放送事業者と取引関 (3)係に立つものではないから、不正競争防止法にいう混同の主体たりえない。

同5(四)の事実は否認する。 (四)

原告に郵便物が誤配された原因は、聴取者又は郵便局員が原、被告を混同 (1)したためではなく、郵便局員の集配ミス、番組内容の誤認、住所の誤認、単純な記 載ミス等、一般の誤配と同一の原因によるものである。原告主張の誤配例中にも、 宛先番組が原、被告以外の放送局のものや放送局不明のものが少なくないのは、そ の証左である。また、被告が旧商号を用いていたときにも、被告と原告との間にお いて同様の誤配が存したし、被告と原告以外の放送局との間においても、本件商号

変更の前後を通じ、同様の誤配が存したのである。これは、被告の現商号の下において存する右誤配の原因が、原、被告の商号及び略称と関係ないことを示すもので ある。更に、聴取者が放送局に宛てて発送するこの種の郵便物の量に鑑みれば、右の誤配率は、〇・〇〇三%にすぎず、極めて低率であるから、この程度の混同例により、混同のおそれがあるとは認められない。更にまた、原告主張の混同例中に は、放送局名を「ラジオ日本放送」とするものがあるが、これは、原、被告のいず れの略称でもない以上、混同例とはいえない。

なお、被告発信区域外からの誤配郵便物は、そもそも混同を証する資料足りえない。すなわち、当該地方放送局は、被告略称を放送していないのであるから、本訴 において問題とすべき混同とは関係がないのである。被告発信区域外の居住者が、 ドライブ等で同区域内に移動して被告放送を聴取することがあっても、そのような 聴取者は、もともと原、被告の略称に対する知識を欠くので、混同は生じえないの である。被告の放送番組である「ジャイアンツ情報」については、クイズ等の応募 先として「お聞きの放送局へ」と放送するのみで、被告略称を放送していないか ら、同番組に宛てた郵便物に関しては、誤配があっても、被告略称とは関係がな

- 原告主張の間違い電話は、昭和五七年一二月ないし昭和五八年九月までの 一○月間にわずか一四件、昭和五八年一○月以降は皆無であるが、原告には一日二 ○○○件の電話が掛かるのであるから、この間違いは、およそ問題にならない数で ある。また、その内容をみても、原、被告は区別していても、単純なミス等で掛け 違えたもの、通話したい個人の帰属会社を誤認したものなどであり、これらは、
- 原、被告を混同したことによる間違いとは到底認められない。 (3) 原告主張のラジオ番組欄の誤りは、原、被告の混同によるものではなく、 番組表を所定の箇所に割り付ける際の機械的ミスによるものである。番組表は、割 付けを行う際、放送局名は付されておらず、コード番号表により割り付けられるから、放送局名により原、被告の混同が生ずることはありえない。

原告の主張する報知新聞のミスは、当日の第六版及び第七版に生じ、同日付の第 五版には生じていないのであるが、かかる誤りが原、被告の混同によるものである とすると、同時に作成される複数の版のうち、その一部についてのみミスが生じる ということは、およそ考えられないことである。同種のミスは、原、被告以外の放 送局間においても生じているのであって、このようなミスは、機械的ミスによるも のであることが明らかである。

- 六ツ川小学校の担当者は、「ラジオ日本放送」という、原、被告のどちら の名称でもない名称を注意書に記載したというのであって、原、被告を混同したも のではない。
- (5) 埼玉県牛乳普及協会の【A】事務局長は、被告にスポット広告を依頼した 際、原告と混同して依頼したのではなく、被告である旨を明確に確認したうえ、依頼したものである。同人は、その一年後、広告代理店の担当者から、被告のほかにニッポン放送という放送局もあると説明を受け、原、被告を認識したうえ、今度は 原告に依頼したものである。 6(一)(1) 同6(一)
- (1) の事実は知らない。
- (2) 同6(一)(2)のうち、被告が昭和三三年八月設立され、専ら、ラジオ放送を業とし、横浜市に本社を置く事実は認め、その余の事実は否認する。
 - 同6 (一) (3) の事実は否認する。 同6 (一) (4) の事実は認める。 (3)
 - (4)
 - (二) の事実は否認する。 (三) の事実は否認する。 (三) の事実は否認する。 同 6 同 6
- 同6(四)のうち、原告が番組販売先を喪失するおそれがあることは否認 し、その余の事実は認める。ただし、番組を買い受ける地方放送局が、原、被告を 混同することはありえないから、地方放送局は、混同の主体たりえない。
- 同7の事実は否認する。 <u>7</u> <u>=</u>
- 被告の主張

被告商号及び被告略称は、以下の事実に鑑みれば、原告商号及び原告略称と混同 するおそれはない。

被告は、昭和三三年一二月開局以来、本件商号変更に至るまで二三年 間、旧商号及び旧略称を使用してきた。被告は、本件商号変更時である昭和五六年 当時、資本金五億円、売上高四三億円に達していた。また、被告は、この二三年 間、関東一円に配達された日刊紙、スポーツ紙等のラジオ欄に、旧略称のもとに被

告の番組を掲載し、放送中も「ラジオかんとう」の呼出名称を放送してきた。した がって、旧商号及び旧略称は、本件商号変更当時、被告の営業表示として、既にそ の放送区域内において周知であった。

 $(\underline{})$ (1)被告は、新商号を公募によって決定することとし、次のとおり新商 号の公募をした。

イ 自社の放送の中で、昭和五六年七月一日から同月一九日までの間、一日約一○ 回、合計一八四回にわたって新商号を公募する旨告知した。

ロ 同月一三日付「電通報」に、広告業界への告知として、一頁の公募広告を掲載

ハ 同月一六日付東京タイムスのラジオ・テレビ欄に、公募広告を掲載した。

- ニ 被告会社編成部発行の「ラジオ関東週間トピックス」に、公募内容を掲載し、 配布した。
- 被告が新商号を賞金五○○万円で公募したことは、当時、ニュース性を持 つ記事として、読売新聞、東京中日スポーツ、日経流通新聞、電波タイムス、報知新聞、週刊サンケイ、週刊現代等に掲載された。

(3) 被告は、新商号の決定後、これを次のとおり告知広告した。

- イ 昭和五六年八月二五日、NHKのラ・テ記者クラブにおける記者会見により発 表した。
- 商号変更の挨拶状を、新聞社、代理店、スポンサー等に五○○○部配布した。 被告発行の「ラジオ関東週間トピックス」に掲載し、配布した。
- ニ 自社の番組の中で、同年九月一一日以降一日約一五回、新商号に変更する旨を ラジオ記者会加盟一三社、東京放送記者会加盟一六社等に、「社名変更に伴うお願 い」と題する文書を配布した。
- 被告が、新商号を決定し、本件商号変更をすることは、読売新聞、朝日新 聞、毎日新聞、東京新聞、サンケイ新聞、日本経済新聞、報知新聞、東京タイム ズ、デイリースポーツ、サンケイスポーツ等に、報道記事として掲載され、特に、 読売新聞は、昭和五六年九月五日付特集記事で、本件商号変更を取り上げた。 (5) 被告は、昭和五六年一〇月一日以降、次のとおり、本件商号変更の宣伝広
- 告を行った。

イ 新聞

掲載新聞 読売新聞、毎日新聞、東京タイムズ、報知新聞、スポーツニッポン、日 刊スポーツ、電通報

掲載日 昭和五六年一〇月一日

サイズ 全段広告

ロ 駅貼ポスター

線五二枚、東急八八枚、西武四八枚、京浜急行四一枚、東武四四枚、京成六二枚、 相模線三二枚、合計六三四枚

掲載期間 昭和五六年一〇月一日ないし同月七日

サイズ 一・三m×七三cm

ハ 車両の中吊り広告

枚数 国鉄一四九四〇枚、首都圏国電三九四〇枚、地下鉄銀座線九七〇枚、地下鉄丸の内線九五〇枚、都営地下鉄一五六〇枚、東急二七〇〇枚、小田急一三〇〇枚、京王線一二〇〇枚、京浜急行一八六〇枚、東武線二八八〇枚、東上線一五三〇枚、京上線一二〇〇枚、京浜急行一八六〇枚、東武線二八八〇枚、東上線一五三〇枚、 京成一二○○枚、新京成四二○枚、西武両線一九六○枚、横浜地下鉄四八○枚、相 模鉄道九九○枚、合計三八八八○枚

掲載期間 昭和五六年一〇月一日ないし同月七日

サイズ 三六cm×一・三cm

ニテレビ

使用局 日本テレビ、TBS、テレビ朝日、テレビ東京本数 一五秒スポットを各社二一本、合計八四本

期間 昭和五六年一〇月一日ないし同月七日

ホーラジオ

使用局 TBS 本数 二〇秒スポットを計七〇本

期間 昭和五六年一〇月一日ないし同月七日

へ 自社の特別番組

昭和五六年一〇月一日に、本件商号変更を記念する特別番組を、午後一時から五時間にわたり放送した。

- (6) 以上の広告宣伝費は、懸賞金一○○○万円を含め、総額一億円を超えるものであった。
- (7) 被告が本件商号変更を行ったことは、重ねて一般報道記事として、日刊スポーツ、スポーツニッポン、サンケイスポーツ、デイリースポーツ、東京中日スポーツ紙等に掲載された。
- (8) 昭和五六年一〇月一日の読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、日本経済新聞、東京新聞、神奈川新聞、東京タイムズ、報知新聞、日刊スポーツ、東京中日スポーツ、デイリースポーツ等の各新聞のラジオ番組欄に、被告番組の表示として、一斉に新略称が使用され、以後、毎日、各新聞のラジオ番組欄に同表示が使用されている。
- (9) 被告は、懸賞金一○○○万円の当選者を被告発行の「RFラジオ日本週間トピックス」に掲載し、配布したほか、昭和五六年一一月二○日付の読売新聞、毎日新聞及び報知新聞に、新商号の表示とともに、当選者発表の告知広告を行った。
- (三) 以上に述べたとおり、被告は、周知であった旧商号及び旧略称を、新商号及び新略称に変更する旨強力に広告宣伝するなどして、これを広く知らしめたので、被告の新商号及び新略称は、その使用開始と同時に、旧商号及び旧略称の周知性を承継し、被告の営業表示として、被告の放送区域内において直ちに周知性を獲得した。
- 2(一) 放送法による一般放送事業は、電波法に基づく無線局の施設免許事業となっており、この施設免許は、主務官庁である郵政大臣の指定により与えられ、免許を受ける際には、電波の形式及び周波数、呼出符号又は呼出名称、放送出力、放送区域、運用許容時間がすべて郵政大臣の指定により定められる。東京地区における中波放送の民間事業者は、わずか四社であるが、これら四社は、指定放送区域について各自異なる周波数、呼出符号、呼出名称を郵政大臣から指定されて、このような少数の営業主体間で定に基づいて放送事業を行っている。したがって、このような少数の営業主体間で混同が生ずることはありえず、また、スポンサー、聴取者等が、放送事業者を識別する際、これを周波数、呼出符号、呼出名称等のみによっても明確に識別することができないている。
- (二) 放送においては、無線局運用規則に基づき、一日の放送の開始及び終了に際し、自社の呼出符号又は呼出名称を放送しなければならず、また、放送時間中は、毎時一回以上自社の呼出符号又は呼出名称を放送しなければならないため、被告は、一日の放送の開始及び終了に際し、「アール・エフ・ラジオ日本」と、また、放送時間中にも、適宜、「アール・エフ・ラジオ日本」又は「ラジオ日本」と告知している。
- (三) 放送事業は、放送を広く大衆に知らせることを目的とするものであり、毎日の新聞に放送局名が掲載され、自局放送でも局名を一日数百回放送するので、放送局名そのものが周知著名となる特異性を有する。
- 3 スポンサーは、放送局に宣伝広告の放送を依頼しようとするときには、通常、特定の広告代理店を通じて依頼を行う。放送事業の実情を熟知している専門業者である広告代理店が、東京に四局しかない民間の中波放送局のうちの二局である原、被告を混同するというようなことはありえない。また、広告代理店は、スポンサとの取引に当たって、スポンサーに番組企画書及び番組表を示し、放送番組の内容、特色、独自性、放送料金等を説明する。そして、原、被告の放送料金は、価額体系を含め全く異なっている。スポンサーは、このような説明を広告代理店を通じて、放送申込書に放送内容、放送日時、放送回数等を記載し、広告代理店を通じてれを被告に提出するのであるから、スポンサーが原、被告を混同するようなことはありえない。
- 四 被告の主張に対する原告の反論

1 被告の主張1について

- (一) 同1(一)について、仮に被告の旧商号及び旧略称が被告主張のとおり使用されてきたとしても、それが、本件商号変更当時、既に被告の放送区域内において周知であったという事実はない。
- (二) 同1(二)及び(三)について 仮に被告が主張するような新商号の公募 広告、公募の報道、新商号の告知広告、新商号の報道、本件商号変更の宣伝広告な どが行われたとしても、被告の新商号及び新略称が、その使用開始と同時に、被告

の営業表示として、被告の放送区域内において直ちに周知性を獲得したという事実はない。

2 同2について

- (一) 同2(一)について、放送事業の内容は、被告の主張するとおりであるが、そうであるからといって、四社間で混同が生ずることはありえないとはいえず、また、スポンサー及び聴取者等が、放送事業を識別する際、これを周波数、呼出符号、呼出名称等のみによっても明確に識別することが可能になっているともいえない。
- (二) 同2(二)について 放送においては、無線局運用規則に基づき、一日の放送の開始及び終了に際し、自社の呼出符号又は呼出名称を放送しなければならず、また、放送時間中は、毎時一回以上自社の呼出符号又は呼出名称を放送しなければならないが、そうであるからといって、被告商号及び被告略称が、原告商号及び原告略称と混同するおそれがないとはいえない。
- (三) 同2(三)について 放送事業は、被告の主張するとおりであるが、放送 局名そのものが周知著名となる特異性を有するということはない。
- 3 同3について
- (一) スポンサーが放送局に宣伝広告の放送を依頼しようとするときには、通常、広告代理店を通じて依頼を行い、また、広告代理店が放送事業の実情をある程度知っているのは、被告の主張するとおりであるが、そうであるからといって、広告代理店が、原、被告を混同するようなことはありえないということはできない。 (二) 広告代理店が、スポンサーに対し、取引先の放送局及びその番組等についてどの程度説明するかは、場合によって異なり、また、放送業界に通じていないる。
- (二) 広告代達店が、スポンサーに対し、取引光の放送局及いその番組等についてどの程度説明するかは、場合によって異なり、また、放送業界に通じていないスポンサー、特に、新規のスポンサーの場合には、広告を出す放送局のことを十分知らされないまま契約してしまうこともありうる。 第三 証拠関係(省略)

理 由

- 一 請求の原因1 (一) 及び同2の事実は、当事者間に争いがない。
- 二 そこで、請求の原因3について判断する。

えない。「放送」の語も、「ニッポン放送」という一連の表示の一部として用いられることによってはじめて、「テレビ放送」の観念を含むものではないと認められるにとどまり、単独では、「ラジオ放送」のみを意味し、「テレビ放送」を含むものではないと認めることは困難である。したがって、原告の右主張は、採用することはできない。

3 そうすると、「ニッポン放送」の語を「ニッポン」の語と「放送」の語とに分離し、それぞれに原告主張の観念が生じることを前提とする原告の観念類似の主張は、その前提を欠くものであるから、被告略称から生ずる観念について判断するまでもなく、理由がないものといわなければならない。

三次に、請求の原因4について判断する。 原告商号の要部が「ニッポン放送」である事実は、当事者間に争いがないところ、原告は、原告略称についての主張と同様、「ニッポン放送」の語を「ニッポン」の語と「放送」の語とに分離し、「日本」の語は、原告の営業区域が日本全国にまたがっていることを意味し、「放送」の語は、ラジオ放送を意味することを前提として、原告商号と被告商号とは、その観念において類似する旨主張する。しかしながら、原告の右主張は、前二の認定判断に照らし、その前提を欠くものであるから、被告商号の要部いかん等について判断するまでもなく、理由がないものといわざるをえない。

四 前項までの認定判断によれば、原告の本訴請求は、既に理由がないものというべきであるが、前項までの認定判断とも関連を有するものであるから、更に、請求の原因5について判断するに、以下に認定判断するとおり、原告の営業上の施設又は活動と被告のそれとは混同のおそれがあるとも認められない。

- 2 次に、被告商号及び被告略称について、次のような事実が認められる。 (一) 被告は、昭和三三年一二月開局以来、本件商号変更に至るまで二三年間、 旧商号及び旧略称を使用してきたこと、被告は、本件商号変更時である昭和五六年 当時、資本金五億円、売上高四三億円に達していたこと、被告は、この二三年間、 関東一円に配達された日刊紙、スポーツ紙等のラジオ欄に、旧略称のもとに被告の 番組を掲載し、放送中も「ラジオかんとう」の呼出名称を放送してきたことは、当 事者間に争いがなく、右事実を総合すれば、被告の旧商号及び旧略称は、本件商号 変更当時、被告の営業表示として、その放送区域内において広く認識されていたも のと認められる。
- 二 また、成立に争いのない乙第一、第二号証、第八号証の七、第一○、第一五号証、証人【C】の証言並びに同証言及び弁論の全趣旨により真正に成立したもと認められる乙第三号証の一ないし六、第四号証の一ないし七、第六、第七号証の一ないし六、八ないし一○、第九、第一二号証、第一三号証、第一三号証の余の部分について右認証部分により真正に成立したものと認められる乙第八三号証によれば、被告主張のとおり、被告は、新商号の公募広告をしたこと、そのことをが新聞紙、週刊誌などに報道されたこと、被告は、本件商号変更をし、そのことを記者会見、挨拶状、自社の番組などで告知したこと、被告が本件商号変更をさることは、各新聞において報道されたこと、被告は、新聞、駅貼ポスター、車両の中吊り広告、テレビ、他のラジオ局、自社の特別番組等において、本件商号変更の宣伝

広告をしたことが認められ、右認定の事実によれば、被告の新商号は、本件商号変更後、右の報道、広告などに接したであろう多くの人達の知るところとなったものと認められる。

3 更に、放送事業に関して、次のような事実が認められる。

(一) 放送法による一般放送事業は、電波法に基づく無線局の施設免許事業となっており、この施設免許は、主務官庁である郵政大臣の指定により与えられ、免許を受ける際には、電波の形式及び周波数、呼出符号又は呼出名称、放送出力、放送区域、運用許容時間がすべて郵政大臣の指定により定められること、東京地区にはる中波放送の民間事業者は、わずか四社であり、これら四社は、指定放送にはる中波放送の民間事業者は、わずか四社であり、これら四社は、指定放送によいて各自異なる周波数、呼出符号、呼出名称を郵政大臣から指定されて、この指定に基づいて放送事業を行っていることは、当事者間に争いがなく、右事実によりに表示できるようになっていることが認められる。 (二) 放送においては、無線局運用規則に基づき、一日の放送の開始及び終了に

(二) 放送においては、無線局運用規則に基づき、一日の放送の開始及び終了に際し、自社の呼出符号又は呼出名称を放送しなければならず、また、放送時間中は、毎時一回以上自社の呼出符号又は呼出名称を放送しなければならないことは、当事者間に争いがないところ、前掲乙第八三号証及び証人【B】の証言によれば、被告は、一日の放送の開始及び終了に際し、「アール・エフ・ラジオ日本」と、また、放送時間中にも、適宜、「アール・エフ・ラジオ日本」又は「ラジオ日本」と告知していることが認められ、右認定の事実によれば、被告商号及び被告略称は、右放送の聴取者において、ラジオ放送を業とする一つの営業主体の表示と認識されているものと認められる。

(三) 放送事業は、放送を広く大衆に知らせることを目的とするものであり、毎日の新聞に放送局名が掲載され、自局放送でも局名を一日数百回放送することは、当事者間に争いがなく、右事実によれば、放送局名は、本来、一般に良く知られるようになっていることが認められる。

6 なお、原告は、現に混同の実例がある旨主張するので、この点について検討す

(二) また、証人【D】の証言並びに同証言に成立したものと認められる甲第五人を加入している。 れる甲第五人号証の一ないし八によれば、聴取者が、被告の番組を聞きれる明第五人号証の一ないし八によれば、聴取者が、被告の番組を聞きるという間違い電話を掛けてくるという間違い電話を力ない側、確認することができない例、確認することが認められる。しかしながら、右間はあること、間違い電話の自然をできない例があることが認められる。しかしながの二年四カ月間に二二件であるが、弁論の全趣旨によれば、原告には一日二〇〇件近い電話がのであるにとが認められるので、右の間違い電話は、原告には一日二〇〇件近いであるで、方に表しても、有電話といるであるにとが認められ、原、由述ならないであるによれば、方のといわなければならない。

また、証人【D】の証言ならびに同証言により真正に成立したものと認め られる甲第八号証によれば、横浜市教育委員会及び横浜私立小学校長会は、昭和五 六年一〇月三〇日、合同体育大会を開催したが、開催に先立ち、同委員会から、参 加各小学校に対し、雨天の際実施するか否かについては「ラジオ日本」の放送で確 認するようにとの指示を与えたのに、六ツ川小学校では「ラジオ日本放送」の放送 で確認するようにとの注意書を作成し、同校六年生の児童に配付したため、原告放 送か被告放送か区別が付かず、混乱が生じたことが認められる。しかしながら、他方、右証拠によれば、六ツ川小学校の担当者は、「ラジオ日本」の放送で確認する ようにとの指示を受けたのに、「ラジオ日本放送」という名称を注意書に記載した ものであることが認められ、右認定の事実によれば、右の担当者は、原、被告を混 同したものではなく、被告略称を誤認した可能性を否定しえないものである。 (五) なお、証人【E】の証言並びに同証言により真正に成立したものと認めら れる甲第六号証の一、二、第五一号証の一、二によれば、埼玉県牛乳普及協会の 【A】事務局長は、昭和五六年一一月ころ、広告代理店を通じて被告にスポット広 告放送を申し込み、その一年後、原告にスポット広告放送を申し込んだ事実が認められるところ、【A】作成の陳述書である甲第六号証の二には、右協会が被告にス ポット広告放送を申し込んだのは、原、被告を混同したためである旨記載され、右 野澤の上申書である甲第五一号証の一には、甲第六号証の二の書面は、同人が 【A】の話をまとめて書き、【A】がその内容を確認したうえ押印した旨記載されており、そして、証人【E】は、右と同旨の証言をしている。しかしながら、他方、証人【E】の証言によれば、野澤は、【A】に対し、甲第六号証の二の陳述書 の作成を依頼する際、スポット広告放送を破格の条件で引き受けるための、原告社 内での説明用の文書であると述べて右依頼をしたこと、本訴提起後、右河原及び野澤は、【A】に対し、原、被告を混同していた旨の陳述書の作成を依頼したが、 【A】から断られた事実が認められ、更に、証人【B】の証言により真正に成立したものと認められる乙第八〇号証の二によれば、【A】の陳述書である同号証に は、【A】は、原、被告の区別を認識していたのであって、甲第六号証の二の記載 内容は事実と違っている旨記載されていることが認められ、右認定の事実によれ ば、【A】は、被告にスポット広告を依頼した際、原告と混同して依頼したのではなく、依頼先が被告であることを明確に認識したうえで依頼した可能性が高いものと認められるところであって、甲第六号証の二及び甲第五一号証の一の右記載内容となるようにあるとなる。 は、直ちに採用することができない。 右(一)ないし(五)の認定判断によれば、原告主張の混同の実例をもっ て、スポンサー又は聴取者が、被告の被告商号及び被告略称の使用により、被告の 営業上の施設及び活動を原告のそれと混同せしめられたことによるものであると認 定することは、困難であるといわなければならない。

定することは、困難であるといわなければならない。 五 以上のとおりであるから、原告の本訴請求は、理由がないものというほかはない。よって、これを棄却することとし、訴訟費用の負担について民事訴訟法八九条

の規定を適用して、主文のとおり判決する。 (裁判官 清永利亮 設楽隆一 長沢幸男)